

地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの概要(1)

総合評価方式の導入メリット

価格と品質が総合的に優れた調達が可能
 ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除が可能
 建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献
 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待
 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大が進めやすくなる

市区町村向け簡易型(特別簡易型)の導入背景・内容

市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていない。

総合評価方式の拡大を図るには、過重な事務負担を軽減しつつ、入札参加者の施工能力をより簡易に評価できる方式を導入する必要。

このため、市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「市区町村向け簡易型(特別簡易型)」を新たに位置づける。

市区町村向け簡易型(特別簡易型) → 簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績や施工実績等定量化された事項と入札価格により総合評価を実施

併せて、ダンピング受注の排除のために、低入札価格調査制度を活用し、具体的な「失格基準」の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図る。

〔市区町村向け簡易型(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例〕

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去5年間の工事成績 評定点の平均点	a. 75点以上 b. 65点以上 75点未満 c. 65点未満	5 2 0
配置の予定技術者	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事で実績有り	3
			b. その他の公共発注機関の実績有り	1
			c. その他の施工実績	0
保有資格		主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士又は技術士	1
			b. 2級土木施工管理技士	0
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内における本店の所在地の有無	a. 同一市町村内に有り	2.5
			b. 同一市町村内になし	0
	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り b. 活動実績なし	2 0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額	A < 0.25	1.5
			0.25 < A < 0.75	1
			0.75 < A < 1.25	0.5
			1.25 < A	0
合計				20

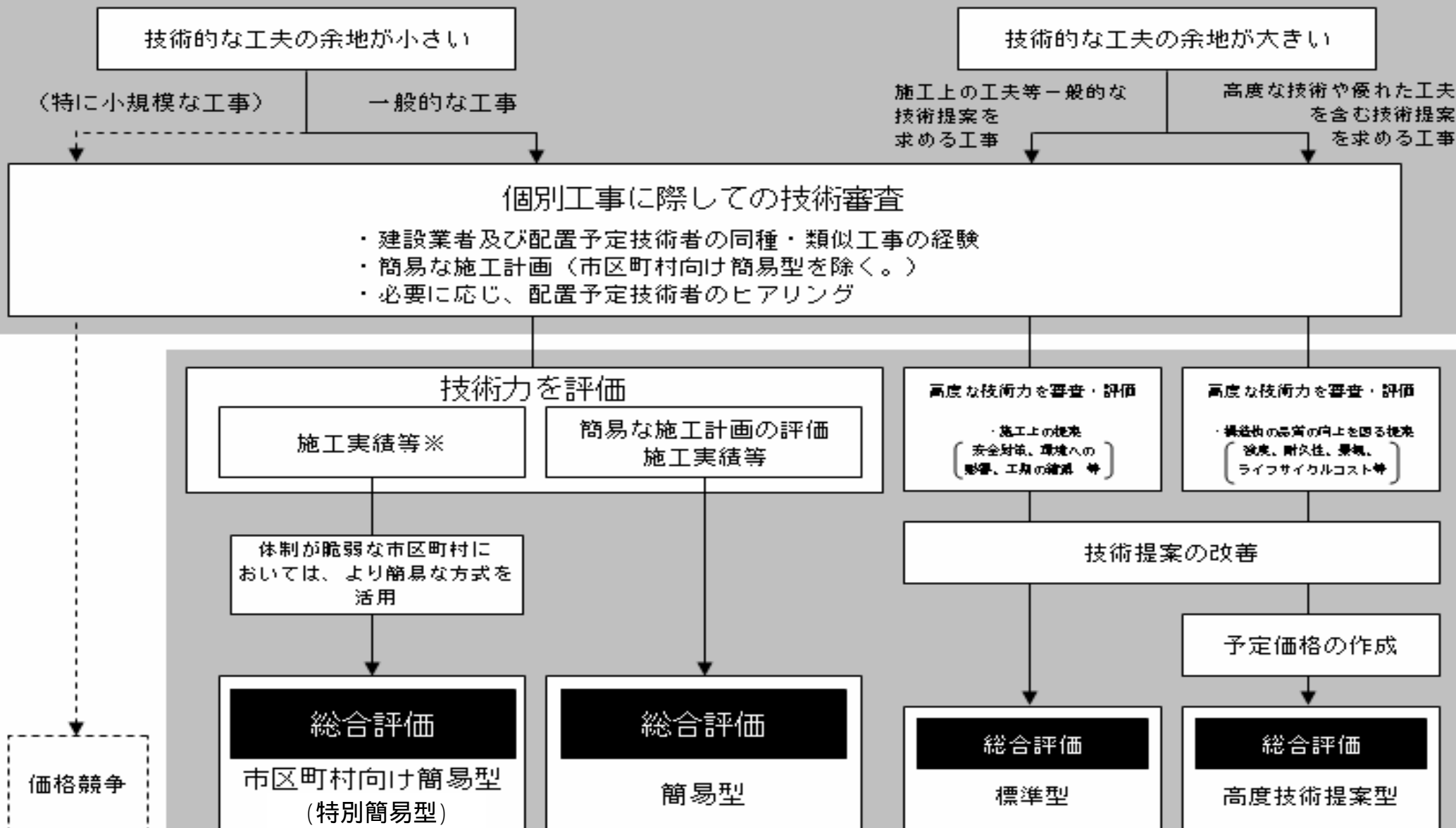
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点(加算方式)

- ・価格評価点: $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
 - ・技術評価点: 最高20点(上記評価項目・基準により算出)
- ⇒ 評価値の最も高い者を落札者とする。

地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの概要(2)

総合評価方式の種類

技術的能力の審査



※ 技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価。

地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルの概要

本マニュアルの目的

入札契約に関する透明性を確保するためには、中立・公正な立場で客観的に入札契約の審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等で構成する第三者機関の監視を受けることが有効。

しかしながら、現状では、未だ9割以上の市区町村において第三者機関が設置されておらず、このような状態を早急に改善する必要。



このため、入札監視委員会等の第三者機関を設置・運営するに当たっての基本的な考え方、手続、留意すべき事項等を示した実務的なマニュアルを作成し、第三者機関を設置していない市区町村に対して、第三者機関の設置を促進。

第三者機関の機能

第三者機関において求められる基本的な役割は、以下のとおり。
入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。
上記の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合において、必要な範囲で、発注者に対して意見の具申を行うこと。

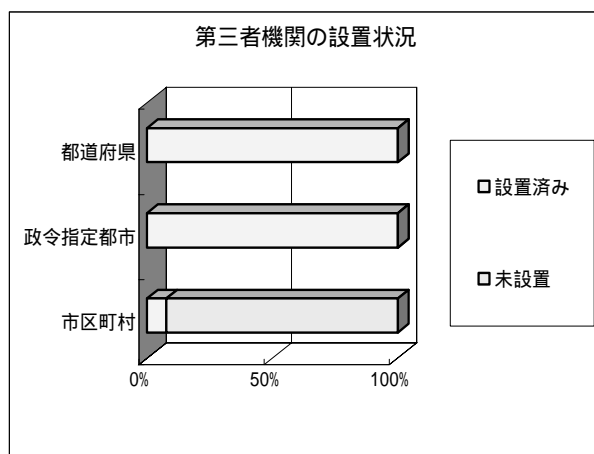
さらに、総合評価の実施に当たって、手続の公正性・透明性を確保する観点から、総合評価方式の採用、落札基準及び落札者の決定の際に行う学識経験者への意見聴取の場としても、活用することが可能。

市区町村における第三者機関の設置状況

マニュアルの内容

【参考：地方公共団体における第三者機関の設置状況】（平成18年4月1日現在）

	設置済み	未設置
都道府県	47	0
	100.0%	0.0%
政令指定都市	15	0
	100.0%	0.0%
市区町村	140	1688
	7.7%	92.3%
計	202	1688
	10.7%	89.3%



第三者機関の設置に当たって留意すべき基本的事項

第三者機関を設置するための準備

第三者機関の開催頻度・審議件数

第三者機関の調査・審議の対象項目

意見具申への対応

総合評価方式の実施等に関する意見聴取の場としての第三者機関の活用

発注者が単独で第三者機関を設置できない場合の対応